

## 目標10 男女が職業生活と家庭生活を両立できる環境づくり

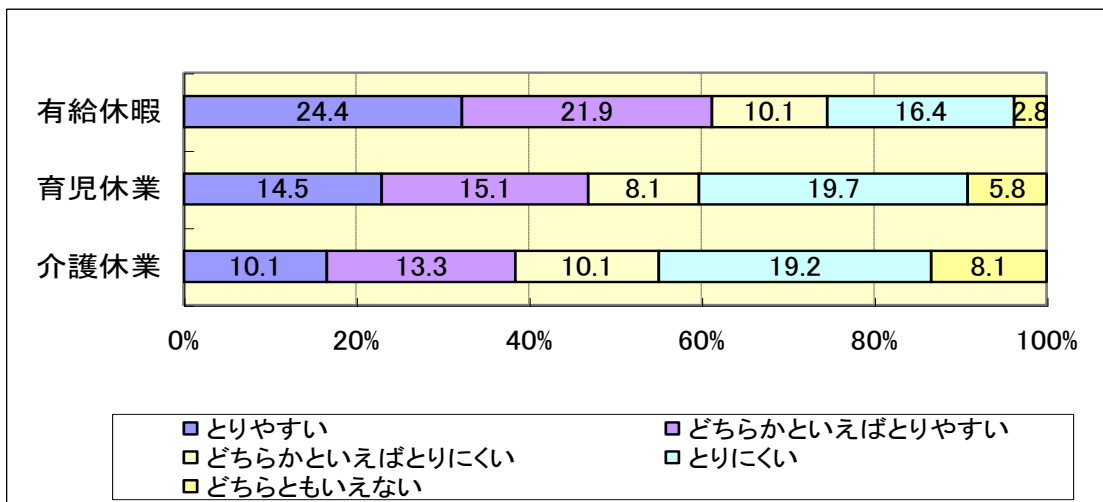
【現状と課題】働くことは、男女にかかわらず人間としての権利です。平成7年（1995年）わが国は「ILO第156号条約」を批准しました。この条約は、家族的責任を有する労働者が、性別にかかわらず職業上の責任と育児や介護といった家族的責任とを両立できるようにすることを目的としています。

また、国は施策の基本的方向として「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しました。

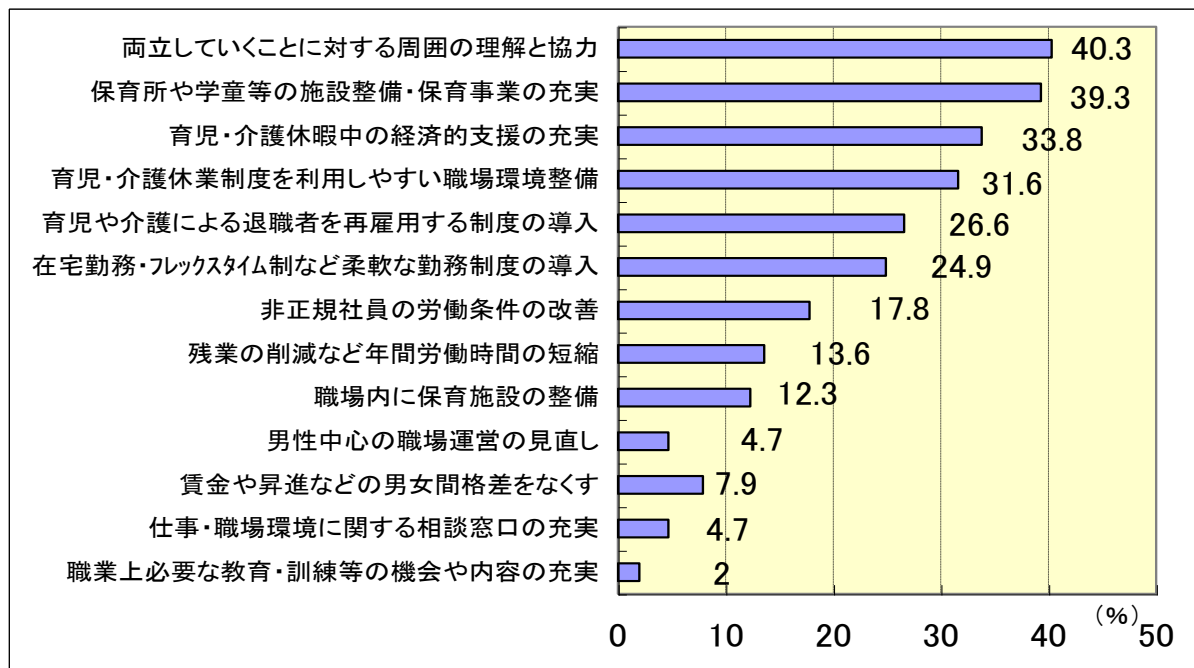
働く女性は、家事・育児・介護や地域活動等の負担が大きく、仕事に専念できない傾向にあります。また、男性は長時間労働等によって、家事・育児・介護等に関わることが難しい傾向にあります。

男女がともにより豊かな職業生活、家庭生活、地域生活を実現するためには、性別役割分担の見直しや育児・介護を社会全体で支えていくシステムの充実が求められます。

問 有給休暇・育児休業・介護休業はとりやすいですか。



男女が仕事と家庭を両立するために必要なこと



「柏市男女共同参画に関する市民意識調査」平成21年度

施 策	具 体 的 な 施 策	担 当 課
(1) 家庭生活・地域活動への男女共同参画の推進	<p>①家庭生活・地域活動・NPO活動へ参画しやすい条件整備（再掲目標5（1）②）</p> <p>②育児・介護休業制度の男女の利用促進          育児休業，介護休業制度の周知及び制度の実効を図るため，働く男女，企業の利用を促進します。          ・企業や働く人の支援や相談窓口など，関係機関と連携した情報提供の推進          ・ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及促進          ・企業表彰のあり方の検討</p>	<p>男女共同参画室・商工振興課          男女共同参画室・関係部署          男女共同参画室・関係部署</p>
(2) 保育サービスの充実	<p>①保育サービスの充実（再掲目標6（1）①）</p> <p>②子育て支援事業の充実（再掲目標6（1）②）</p>	
(3) 介護が必要な家庭への支援	<p>①介護予防の推進や介護サービスの充実（再掲目標7（1）①）</p>	
(4) 女性が働き続けられるための調査・研究	<p>①女性の労働の状況把握調査          女性の就業に関する調査や研究に努めます。          ・就業状況把握のための調査・研究</p> <div data-bbox="544 1290 1126 1458" style="border: 1px solid black; background-color: #ffffcc; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>あなたができること          ・仕事と家庭が両立しやすい環境づくりに努めましょう</p> </div>	<p>男女共同参画室</p>